

青少年を取り巻く地域環境整備推進基本方針

1 趣旨

青少年を取り巻く社会環境は、発達途上にある青少年の人格形成等に強い影響を及ぼすことから、青少年を取り巻く環境の整備を進めるとともに、青少年に対する影響が懸念されるものについては、社会において十分な配慮が必要である。

このため、青少年育成島根県民会議及び青少年育成市町村民会議は、関係行政機関等との密接な連携のもとに、心身ともに健やかな青少年の成長を育む社会環境の整備活動を組織的、計画的に推進する。

2 主唱

青少年育成島根県民会議

3 活動推進団体

青少年育成市町村民会議

4 活動の始期

平成14年5月1日から

5 活動内容

(1) 地域環境の実態把握

環境点検マニュアル等を作成し、青少年の成長発達や安全等に影響を及ぼす地域環境の実態把握に努める。

(2) 地域活動等の推進

地域環境の整備に関する広報活動を通じて、住民の関心と取り組みの盛り上がりを図るとともに、地域や関係団体等が一体となった自主的な活動を推進する。

また、青少年に影響を及ぼす環境については、住民一人ひとりが常に注意深く目を配るよう働きかけるとともに、実際の環境に関する情報を関係機関等において共有する体制を整備する。

(3) 関係事業者等に対する働きかけ

青少年の健やかな成長発達に関わりのある営業等を行う事業者、業界等に対して、自主規制を含め環境の更なる整備や改善に対する協力要請等を行う。

6 活動の展開

この活動の実施にあたっては、島根県、島根県教育委員会、島根県警察本部及び市町村、市町村教育委員会等の行政機関や青少年関係団体と密接な連携を図り、総合的、効果的な推進に努める。